

興田地区振興会規約

(目的)

第1条 この会は、興田地区に住んでいる私たちが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、興田地区振興会（以下「本会」という）と称し、事務所は一関市興田市民センター内（岩手県一関市大東町鳥海字細田19番地2）に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、興田地区に居住する住民及び興田地区内の団体（別表）並びに本会の目的に賛同する団体等とする。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティに関すること。
- (2) 教育、子育て、文化に関すること。
- (3) 健康、福祉に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) 安心、安全、環境に関すること。
- (6) 一関市興田市民センター等の指定管理に関すること。
- (7) その他本会の目的達成のために必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 35名
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、監事は、会員の中から総会において選出する。

3 理事は別表に掲げる団体から1名を選出する。

4 役員は別表に掲げる他の団体と重複できず、第11条に規定する代議員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、付議された事項を審議する。

(4) 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に理事会の同意を得て顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 会長は理事会に諮って、事務局長及び事務局員を任免する。

3 事務局長及び事務局員は、本会の庶務、会計を担当する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

2 本会の会議は、公開を原則とし、会議の内容については広く住民に周知するものとする。

(総会)

第11条 総会は、別表に定める代議員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は代議員の中から選出し、議事録署名人(2人)、書記は議長が指名する。

6 総会は、次の事項を審議し議決する。

(1) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算

(2) 興田地域づくり計画の策定及び見直し

(3) 規約の改正

(4) その他本会に関する重要事項

7 やむを得ない事情により総会を開催できない場合は理事会に諮り、書面にて表決できる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 理事会は会長が招集し、委任状を含めた理事の過半数の出席をもって成立する。

3 会長は、必要と認めるときは理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

4 理事会の議長は会長があたり、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 一関市興田市民センター等の運営に関する事項
- (4) その他必要な事項

(専門部会)

第13条 本会の事業を執行するため、次の専門部会を置く。

- (1) コミュニティ部会
- (2) 教育文化部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 産業振興部会
- (5) 安全環境部会

2 専門部会の構成及び所管事項、その他必要な事項は運営規程で定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は総会において決定する。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳簿及び書類)

第15条 本会の事務所には、総会、理事会等の会議の議事録、収支に関する帳簿及び関係書類を備えておかなければならない。

2 会員は、前項に定める議事録及び帳簿等を閲覧することができる。

(役員報酬)

第16条 役員に報酬を支給することができる。

2 前項の報酬支給について、その他必要な事項は別に定める。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年5月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 興田地区振興会規約（平成20年7月13日施行）は廃止する。
- 3 令和元年10月25日に改正する。
- 4 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、令和4年4月30日から施行する。
- 6 この規約は、令和5年4月28日から施行する。

別表（第3条、第5条、第11条、第12条関係）

No.	団 体 名	代議員(人)	理事 (人)
1	八日町町内会	2	1
2	前田野自治会	2	1
3	大住自治会	2	1
4	向山自治会	2	1
5	天狗田自治会	2	1
6	下沖田公民館	2	1
7	沖田自治会	2	1
8	小西自治会	2	1
9	鳥海自治会	2	1
10	小森自治会	2	1
11	前畑自治会	2	1
12	丑石自治会	2	1
13	市之通自治会	2	1
14	野田自治会	2	1
15	遅沢自治会	2	1
16	京津畑自治会	2	1
17	中川地域振興協議会	2	1
18	下中川自治会	2	1
19	興田地区行政区長会	1	1
20	交通安全協会興田分会	1	1
21	興田婦人会	1	1
22	興田地区食生活改善推進員協議会	1	1
23	興田体育協会	1	1
24	興田地区老人クラブ	1	1
25	興田小学校PTA	1	1
26	興田保育園保護者会	1	1
27	興田スポーツ少年団育成会	1	1
28	いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部 興田支部	1	1
29	J Aいわて平泉大東支部	1	1
30	興田地区福祉活動推進協議会	1	1
31	興田地区民生児童委員協議会	1	1
32	大東地域消防団第二分団	1	1
33	興田防犯協会	1	1
34	興田芸術文化協会	1	1
35	興田史談会	1	1